

## 事業事前評価表

## 国際協力機構地球環境部環境管理第一課

## 1. 案件名

国名：カンボジア王国

案件名：和名 環境影響評価(EIA)を含む環境公害管理能力向上  
プロジェクト

英名 The Project for Effective Implementation of EIA and Pollution  
Control through the Capacity Development of MoE

## 2. 事業の背景と必要性

## (1) カンボジア王国における環境管理セクターの現状と課題

カンボジア王国(以下「カンボジア」という)は、アジアでも屈指の7%強という高い経済成長率を維持している。また総人口は2013年時点で1467万人で、人口増加率は1.46%である。都市部の人口は総人口の約21.44%で、1998年調査時の18.32%、2008年調査時の19.51%から増えている。こうした近年の急激な都市化や経済発展に伴い、都市や市街地における環境汚染に対する懸念が拡大している。

特に、カンボジアの首都プノンペン都内では、未処理雑排水が周辺河川や湖などに放流され、これまでは湖・湿地等で自然浄化能力によりある程度浄化されてきたが、近年の急速な都市化により、水質悪化が進んでいる。

また、同国における、国内外資本による企業活動は増加している。近年、中国やタイの人件費上昇、労働市場逼迫などを背景に、日系企業が「チャイナ・プラス・ワン」「タイ・プラス・ワン」の生産拠点として人件費の安いカンボジアへ進出する事例が増えており、今まで主力を担っていた縫製業に留まらず、より環境負荷の高い産業が増加することが予測されている。持続可能な経済発展を担保するためには、大規模な開発事業などの実施前に環境に与える影響を調査・予測・評価する環境影響評価(以下、EIA)や環境管理を適切に行う必要がある。

しかし、これらの任務を担当するカンボジア環境省(以下、MoE)の歴史は浅く、環境省におけるEIA審査能力や環境管理計画のモニタリング能力は大幅に不足している。結果として、制度的な問題とも相まって、本来事業開始前に実施され環境対策を予防的に行うはずのEIAが必ずしも適切に実施されないケースもある。

さらに、MoEが有する分析ラボでは基礎的項目のみ分析が行われおり、多くの先進国で問題となっている各種の微量有害物質については分析、モニタリングされていないことから、環境汚染の有無、またその程度自体が不明な状況である。民間ラボに対する精度管理などは行われておらず、分析可能な基礎項目についてもその信頼度は不明である。したがって環境への影響が懸念される企業活動に対して科学的根拠

に基づいた適正な指導を行うのが困難であり、監視能力も不足している。

EIA や環境管理には MoE が単独活動するのではなく、関連するカンボジア国の他省庁（開発評議会、農林水産省、鉱工・エネルギー省、保健省、公共事業運輸、水資源気象省、観光省等）、地方政府、民間事業者、住民・NGO 等多種多様な主体との連携が必要であるが、未だそれらの主体との連携を促進する環境省の能力は十分ではない。

#### (2) カンボジア国における環境管理セクターの開発政策と本事業の位置付け

カンボジア政府は、2014 年に策定した「カンボジア国家戦略開発計画（NSDP）2014-2018」において環境保全を優先的な開発目標の一つと位置付けており、2015 年には「国家環境戦略（NESAP）2015-2023」を打ち出し環境行政への新たな取り組みを始めている。NESAP でも関係機関の環境行政に係る能力向上は優先課題として取上げられており、環境管理に関わる協力を実施する妥当性は高い。

さらに同年 8 月に公表した「産業開発政策（IDP）2015-2025」においては民間事業の投資促進を掲げている。投資環境を整備する上でも適切な環境規制や制度の運用が必要である。以上の点から、カンボジアの現状に即した EIA 及び環境管理の実施や運用のための人材育成に資する本案件の実施意義は高い。

#### (3) 環境管理セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

「対カンボジア王国 事業展開計画（2016 年）」の「その他」の中の開発課題「環境保全」の「環境保全プログラム」が設定され、環境と経済成長の両立、気候変動対策や生物多様性保全などへの取り組みを着実に遂行するための実施体制の整備及び実施能力の向上にかかる協力を進めることとしており、「JICA 国別分析ペーパー（2014 年）」において、環境基準や EIA などの制度は存在するものの、その適正な運用は改善が必要と分析しており、本事業はこれら方針及び分析に合致する。

#### (4) 他の援助機関の対応

当該分野においては、国連開発計画（UNDP）が「環境及び統治改革プロジェクト」として環境管理分野での支援を行っており、さらに、アジア開発銀行（ADB）が「大メコン河流域圏—コア環境プログラム」の活動の一環で EIA に関わる能力向上支援をおこなっている。また本事業のカウンターパート機関である環境保護総局については、米国国際開発庁（USAID）が USEPA（米国環境保護庁）との人事交流プログラムを計画している。なお本事業と他の援助機関の間では支援項目について調整済みで、重複支援はない。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は MoE に対して、法規制、ガイドライン、マニュアル類の整備支援および研修プログラム実施を行うことによって、環境管理の準備段階である EIA と実施段階である水環境管理活動を主管する MoE による環境公害防止、削減、改善のための基礎的な能力の強化を図り、もって環境保護と天然資源管理を効果的・効率的に遂行する MoE の環境管理能力の開発に寄与するものである。

#### (2) プロジェクトサイト/対象地域名

プノンペン都

#### (3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者: MoE の環境保護総局の職員

間接受益者: EIA に関わる関連省庁職員

地方政府環境部 職員

投資に関わる事業者

市民

#### (4) 事業スケジュール(協力期間)

2017 年 6 月～2020 年 12 月を予定(計 42 ヶ月)

#### (5) 総事業費(日本側)

2.5 億円

#### (6) 相手国側実施機関

環境省環境保護総局

General Directorate of Environmental Protection, Ministry of Environment

#### (7) 投入(インプット)

##### ①日本側(59M/M)

- 専門家派遣(分野:環境管理、EIA、公害管理、水質モニタリングとモデリング、廃水処理、環境法規制 他)
- 機材供与(携帯水質検査ユニット、携帯 PM 測定器等)
- 本邦もしくは第三国研修
- 再委託調査費用

##### ②カンボジア国側

カウンターパート配置

事務所スペース(カウンターパート執務室と同室を含む)

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリ C

② 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

該当なし

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

「道路分野における環境社会配慮に関する実施能力向上プロジェクト」(2017-)では、本案件と同様に EIA を対象とした協力が実施される予定となっていることから、研修の共同開催を検討するなど、支援内容の整合性をとれるように留意する必要がある。また、現在地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)案件「トンレサップ湖における環境保全基盤の構築」(2016~)では水質管理について高度な技術内容を含んでおり、その成果と本案件で注力する水環境管理能力の向上について技術的な連携を強化する必要がある。

2) 他ドナー等の援助活動

2.(4)に記載のとおり

#### 4. 協力の枠組み

(1) 協力概要:上位目標と指標

環境保護と天然資源管理を効果的・効率的に遂行する MoE の組織的・技術的能力が開発される。

指標) MoE の環境保護に関わる業務が利害関係者(地方行政、民間事業者、住民・NGO 等)より、プロジェクト開始時のベースライン調査の結果より高い評価を得る。

(2) プロジェクト目標と指標

環境管理の準備段階としての EIA と実施段階としての水環境管理に重点をおいた MoE による環境公害防止、削減、改善のための能力が強化される。

指標)

- ① 環境省環境保護総局の EIA に関わる業務について、プロジェクト開始前より事業官庁からの信頼度が上がる。
- ② 環境保護総局の透明性向上のために情報公開が行われる。

(3) 成果

- ① 環境管理の準備段階としての EIA と実施段階としての水環境管理に関する法規制文書が改訂され承認に向けて手続きが進む。
- ② EIA と水環境に重点をおいた環境保護に関連した技術事項と手続きが明確になり、環境省内及び関連する事業官庁間で共有される。
- ③ 環境保護総局全体として、また内部の各部の環境管理に関する基礎的な知識と技術が獲得される。

#### 5. 前提条件・外部条件 (リスク・コントロール)

(1)前提条件

特になし。

(2)外部条件

政変などによって国家政策が大きく変わらないこと。

#### 6. 評価結果

本事業は、カンボジア王国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

#### 7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1)類似案件の評価結果

エジプト(技協)「地域環境管理能力プロジェクト」(2005~2008)では、広範かつ多様な環境課題に係る技術を対象とし、それぞれの課題ごとにワーキンググループを設置し、カウンターパートを個々のグループに位置づけた。この方法でカウンターパートに所属意識とプロジェクトの関与におけるオーナーシップ意識を持たせる効果をもたらしたといえる。

(2)本事業への教訓

本事業においてもタスクフォースを設置する予定であることから、カウンターパートの位置づけに留意し、オーナーシップ意識を持てるように働きかける。

#### 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始 3 ヶ月          ベースライン調査

事業終了 3 年後        事後評価

以 上